

若越郷土研究

42の5

是時名と散田 (三)

「西福寺文書」年末詳二月二十八日付
是時名・久延名作職重書をめぐって

寺下一義

六 私領と散田

是時名の名耕地の性質を追究する上で重要なのは、「一ノ門前」・「二ノ門前」内の田地と考える。その理由は、「一ノ門前」・「二ノ門前」を含む原敷地が応安二年(一二三六九)二月一日と応永二年(一三九五)二月三日の二度にわたり、山内重経・将経によって「一円不輸」に寄進されており、是時名も屢述しているように「一円不輸」に西福寺へ寄進されているからである。一方、是時

寺下 是時名と散田

名が寄進された応永五年(一二三九八)当時、久延名々主職を所持していたのは高原庵であり、その名田には「御年貢公事等」の本役が賦課されていた。したがって、公事の負担義務がない敷地内耕地を久延名々田と比定することはできない。「一ノ門前」・「二ノ門前」内には、是時名の名耕地が存在していたと認められる。

次に、敷地内には具体的にどのような土地が散在していたのか、浄鎮一族の施入地を取り上げたい。管見では、浄鎮一族は三町一反と二所の土地、および一名主職を西福寺に施入している(表IV)。この中で敷地内に存在したのは、門前四反田を始めとする九反である。(a)から(f)までが門前四反田と「先寄進田」三反、(g)はそれ以外の敷地内耕地二反に関する史料である。煩雑であるが、門前四反田についての記述が微妙に異なるので抄出する。

(a) 〔編纂書〕
〔浄心寄進状〕四反田

越前国野坂庄櫛河郷内原田地事

合肆段者

空三郎作也、東をかきり同作田并道、南をかきり大道、西をかきり先寄進田、北かきり道。

右田地者、(藤原)山内将恒(藤原)ちうたいの御領にて候を、阿こ女(藤原)やう(藤原)のひけい(秘計)をいたし、お(藤原)く(藤原)のしゆ(藤原)かう(藤原)れ(藤原)う(藤原)そ(藤原)く(藤原)を入、ちからをつくし候て、将恒の御寄進状をとり候て、後生菩提のために西福寺になかく施入申候、しかれハ阿こ女逝去の後ハ、忌

日をねんころに御とふらい候て給候へく候、又此内壹段をハ彦三郎死去の後の靈供田ニ思むけ候、同く御とふらいにあつかり候へく候、た、し阿こ女(藤原)いきて候ハん程ハ、しゑん(藤原)のためにこの田地ちきやうし候へく候、一期の後ハ、一円に御寺の御知行にて候へく候、又阿こ女一期の後も、此田の内壹段をハおいにて候浄鎮僧知行候へく候、それも浄鎮僧円寂の後ハ、いそき御寺へかへし申候へく候、仍開山の御状を給おき候、更他妨あるましく候なり、然ハ寄進之状如件、

応永六年四月八日 阿古女(略押) 僧浄鎮(花押)

(b) 〔編纂書〕
〔門前四反田開山御文書〕安文

越前国野坂庄櫛河郷内原田地事

合肆段者

号宗三郎作、限東同作田并道、限南道、限西三段田、限北道。

表IV 淨鎮一族の施入

年 月 日	事 項	典 拠
① 明德 2年(1391)	淨善、木崎郷重国名八反田免田を質流れに取得し、のち西福寺仏殿不断経料所として寄進する。	「西福寺文書」114・121
② 明德 5年(1394) 2月3日	顕性、西福寺門前鐘楼南、横嚙東淨円作田2反の内1反の安堵料足5貫文を地頭に沙汰する。淨鎮とともに一期の間の知行が良如から認められる。	「西福寺文書」116
③ 応永 3年(1396) 2月3日	淨善、本御所田1所を西福寺に寄進する。作職は、淨善の遺命により、良如から阿古女・道通に宛行われる。	「西福寺文書」22
④ 応永 6年(1399) 4月8日	これ以前、某(阿古女か)、西福寺敷地内3反を同寺に寄進する。 阿古女、地頭山内氏へ20貫文を沙汰し、門前四反田の寄進状を得て、西福寺へ施入する。ただし資縁のため一期の間の知行が認められる。また阿古女逝去後も淨鎮に1反の知行が良如から許される。	「西福寺文書」26・27 「西福寺文書」26・27・28・30
⑤ ⑥ 応永12年(1405) 6月5日	淨鎮、忠節の功により、西福寺敷地内樵大道の沿い1反・同敷地内横嚙の沿い1反・馬見鼻大日堂の下地2反・江守保助方名の庶氏が一期の間、良如から認められる。	「西福寺文書」36
⑦ 8月5日	顕性、別当蘊鏡より、馬見岡東鼻の大日堂田2反を買得し、西福寺に寄進する。淨鎮とともに一期の間、知行することが良如から許容される。	「西福寺文書」37
⑧ 応永32年(1425)12月15日	淨鎮、本御所田内に極楽院を興行する。淨心(阿古女)・道通の庵室および門前四反田・鐘楼下1反の(下)作得分3石1斗5升を寄進する。	「西福寺文書」22・77
⑨ 応永33年(1426) 1月11日	淨鎮、高野大日堂田3反を西福寺常住に、同2反を上塔院に寄進する。	「西福寺文書」78
⑩ 永享2年(1430)11月15日	淨鎮、西福寺仏殿不断経料所として助野保守弘名を寄進する。	「西福寺文書」92・130
⑪	この頃、淨鎮、木崎郷重国名八反田免田の内4反を同郷道善平にわたし、残り4反を西福寺仏殿夏中仏供料所として寄進する。	「西福寺文書」114・121・130

典拠は、すべて「福井県史」資料編8中・近世六所収「西福寺文書」。

右田者、藤原重經、重代相伝之私領也、而阿古女依有懇志、廻種々計略、為^〇禿等令沙汰、尽莫大之財力、取出彼号進状、

被施入于西福寺畢、然者捨寂之後、丁寧可訪施主阿等女・彦三郎^通兩人令菩提之由所申置也、但彼田地、阿等女存生之間者、為資縁年貢作職等、一円可有知行之旨堅令約諾者也、曾以不可有異変也、又阿古女一期之後者、此田地之内一段、僧淨鎮存命之間、万領知之由令契約畢、……
應永六年四月八日 良如^〇

(7)

又此四段之田地秘計之時、阿こめの方より定の料足式拾貫文いたし候き、若寺家より違乱之義あらハ、此由を委細淨花院へ申入、可蒙御下知候、後証のために是まてくハし
く申置候也、

門前宗三郎作之田内四段の事、重經寄進并^二將恒判形をいたされ候しとき、阿こめそこは^〇くの助成ニおよひ候し、ありかたく候、永代当寺領ニ候へとも、阿こめ所望によて、一期のほと知行あるあるへきよし、状をいたし候ぬ、……
四月十日^{〔永永六年〕} 良如^〇(花押)

寺下 是時名と散田

淨鎮御房^〇
合肆段者 四至有先年之状
右田地者、阿こめ致種々計略、所令施入当寺也、雖然為資縁、一期之間可知知行之旨所望、依之不可有子細之由、堅約諾畢、將又就有先忠節、領家方異儀之時、雖有酒肴等之沙汰万事閣之畢、於向後可為同前者也、仍為後証之状如件、
應永九年八月十三日 当寺開山良如^〇

田地之注文
一所老段 ^{西福寺敷地之内、木こり大路のそび也}
一所老段 ^{西福寺敷地之内、よこなはてのそびなり、馬見鼻大日堂之下地也}
一所式段
一所八段 ^{江守保助方名之庶子分也}

(8)

右田地者、西福寺永代之寺領也、而依有忠節之功、淨鎮僧一期之間可知知行之由、堅所申置也、縱此僧雖有当寺義絶之子細、曾以不可有異変者也、然者後代之住持可令存知此旨給也、將又淨鎮円寂之後者、此状即時可返進当寺也、然猶以有抑留之輩者可為盗人也、仍為

後証之状如件、

應永十二年六月五日 良如^〇(花押)

門前四反田と西で接する「先寄進田」三反は不詳であるが、残り六反はかつて山内氏の「重代相伝之私領」であったと考えられる。

阿古女・淨鎮らは、山内氏に「定の料足」を沙汰して寄進状や安堵状を得、西福寺へ施入したのである。良如は彼らの行為を「忠節(之功)」と称え、一期の間の知行を約諾している。良如は門前四反田について(7)で「重經寄進并ニ將恒判形をいたされ候しとき」と言っているが、これは二度にわたる山内氏の原因地寄進を指しているのではないかと思われる。重經の時は不明であるが、將経は応永二年(一三九五)の寄進に際し、「未来堅固料足百貫文」を受け取っており、淨鎮一族がその一部を負担した可能性が高い。たとえば、淨鎮およびその祖母顯性^〇は、將経による寄進の前年、「当寺之門前鐘樓之南、横時之東、淨円作田二段之内南老段」の知行を良如より許されているが、彼らも「此地類安堵之時料足伍貫文沙汰」していたのである。これから、

(7)の「定の料足式拾貫文」とは反別五貫文の

表V 地頭山内氏の寄進・売却・安堵

年 月 日	事 項	区分	典 拠
① 観応元年(1350) 8月19日	重経、地頭給窪田3反の内2反を、12貫文で高原庵に売却する。	売却	「西福寺文書」2
② 応安 2年(1369) 11月15日	重経、西福寺に原敷地を一円不輸に寄進する。	寄進	「西福寺文書」4
③ 明德 3年(1392) 2月3日	将経、地頭職内田地五反田の内1反を西福寺に売却する。	売却	「西福寺文書」13
④	将経、西福寺に南山本(下)の2反を一円不輸に寄進する。	寄進	「西福寺文書」14
⑤ 明德 5年(1394) 2月3日	これ以前、西福寺門前鐘椽南、横嚙東浄円作田を含む地類について、地頭(将経か)、安堵する。	安堵	「西福寺文書」16
⑥	将経、西福寺に原山野を一円不輸に寄進する。	寄進	「西福寺文書」17
⑦	将経、松木本(下)1反半を7貫500文で売却する。	売却	「西福寺文書」18
⑧ 応永 2年(1395) 2月3日	将経、西福寺に原敷地・山林田畠などを一円不輸に寄進する。	寄進	「西福寺文書」19
⑨	将経、原敷地・山林田畠などを寄進するも、西福寺より未来堅固料足100貫文をわたされ、売券を出す。	売却	「西福寺文書」21
⑩ 応永 5年(1398) 4月28日	将経、西福寺に南山妙華院を一円不輸に寄進する。	寄進	「西福寺文書」23
⑪ 応永 6年(1399) 4月8日	これ以前、門前四反田について、重経・将経、寄進状・安堵状を出す。	寄進 (安堵)	「西福寺文書」26・27・28・30
⑫ 応永 7年(1400) 2月	将経、高原庵性知に同庵敷地山田畠・門前了円屋敷畑などの知行を安堵し、大日堂領高野山馬上免田の一部を大日堂修理料足として領掌すべきを命ずる。	安堵	「西福寺文書」29
⑬ 応永11年(1404) 5月12日	将経、西福寺に田地1反(了円作)を一円不輸に寄進する。	寄進	「西福寺文書」32
⑭	将経、久延名々主職を西福寺に寄進する。	寄進	「西福寺文書」35
⑮ 応永12年(1405) 6月5日	これ以前、地頭、西福寺敷地内樵大道の沿い1反・同敷地内横嚙の沿い1反・馬見鼻大日堂の下地2反などを安堵か。	安堵	「西福寺文書」36
⑯	これ以前、地頭、別当蘊鏡荒却の大日堂田2反の知行を(顕性にか)安堵する。	安堵	「西福寺文書」37
⑰ 応永16年(1409) 2月22日	将経、西福寺に松木下(八木孫六給分)1反半を寄進する。	寄進	「西福寺文書」43

⑱	応永18年(1411) 3月9日	將経、西福寺に地頭給五反田の内2反・道上3反を寄進する。	寄進	「西福寺文書」46
⑲	応永20年(1413) 1月19日	これ以前、山内兵庫助入道(將経か)、西福寺に鳴郷田地1町1反を寄進する。	寄進	「西福寺文書」48
⑳	12月27日	將経、西福寺に向山1所を寄進する。	寄進	「西福寺文書」52
㉑		將経、西福寺に向山1所を10貫文で売却する。	売却	「西福寺文書」53
㉒	応永21年(1414) 2月22日	將経、高原庵住知識渡(売却か)の窪田2反について、姫松女の知行相違なきを安堵する。	安堵	「西福寺文書」54
㉓	応永26年(1419) 3月3日	某(將経か)、高野田5反・窪田2反・金屋1反・成宗1反を西福寺田地として再度寄付(実質的には安堵)する。	安堵	『敦賀郡古文書』110(「西福寺文書」78*)

※ こののみ『敦賀市史』史料編第3巻所収「西福寺文書」。他は『福井県史』資料編8中・近世六所収「西福寺文書」。

安堵料に他ならず、未来堅固料足に相通するもの⁽¹⁹⁾と考える。また、「地類」とは門前四反田を含めた敷地内耕地や周辺田地のことであり、浄鎮一族が酒肴沙汰という名目で山内氏に安堵料を納め、寺領としての知行を承諾させた⁽²⁰⁾というのが実状ではなかったであろうか。これが様々の秘計を致す、種々の計略を廻らす⁽²¹⁾ということであり、先の(㉑)の文言は、重経の寄進に際しても阿古女らの強力な働き掛けがあったことを示唆するものと思われる⁽²²⁾。管見では、重経・將経による一二件の寄進を確認できる(表V)。これら寄進行為の裏にす

寺下 是時名と散田

べて浄鎮一族の働き掛けがあったとは速断できな⁽²³⁾いにしても、彼ら一族が西福寺の開創期の寺領形成に大きく貢献していたことは疑い⁽²⁴⁾のない事実である。それ故に、浄鎮一族こそが西福寺の最も有力なる檀越であったと評価したい⁽²⁵⁾。良如が是時名々主職を寄進したのは、このような状況下、將経による寄進から三年後のことであった。では、施入地九反を是時名々田と断定でき⁽²⁶⁾るであろうか。残念ながら、それを明確に裏付ける⁽²⁷⁾ 徴証は見出せない。しかし、施入地と除地分耕地との比較から、私は九反を是時名入地の一部と除地分耕地とが重なり合っ⁽²⁸⁾ていたと見るよりも、敷地内の施入地は除地分耕地であったと判断した方が蓋然性が高いと考⁽²⁹⁾える。なぜなら、(㉑)で「永代当寺領」、あるいは(㉒)で「西福寺永代之寺領」と言われた施入地が除地分として認められず、それ以外の

敷地内耕地のみが、後世、西福寺々領として安堵されたとは考えがたいからである。施入地の一部が一時的に浄鎮一族に知行されたとはいえ、西福寺の膝下所領たる施入地こそ是時名を形成していた名耕地であり、近世以降、除地分として安堵された土地であったと推察される。

以上の仮説を踏まえた上で、改めて門前四反田の性質に注目しよう。この土地については、次のような特徴を指摘できる。

一、山内氏の「重代相伝之私領」であり、

(A) 表高

①~⑥	1町1反9畝22歩
(表 II)	1町 8畝
	2町2反7畝22歩
	(3反2畝1歩超過)

(B) 内高

①~⑤	1町5反9畝19歩
(表 II)	1町 8畝
	2町6反7畝19歩
	(7反1畝28歩超過)

浄鎮一族が一時的に知行した。

二、「一円不輸」に寄進された敷地内にあって、公事の負担義務はなく、「領家方」の介入も認められていない。

三、(7)の「為資縁年貢作職等、一円可有知行」であるが、「年貢」とは庄園領主や守護に納めた、いわゆる公方年貢ではなく、それまで地頭が收取していた貢租と考えられる。また、作職を知行するとは、本御所田における浄善の事例などから、作職を進退することに他ならない。⁽¹³⁾したがって、知行を認められた阿古女らは作職進退権を有し、作職を預かっている直接耕作者の宗三郎より一定の得分を取取することにしたのである。

ところが、この特徴は先に取り上げた道円持分の散田の特徴と一致する。

一、「道円入道さうそく知行の地」とあるように、相統知行の対象となっている。二、「公事のたより」のために寄進した散田に、助近名と同様、公事が賦課されていたとは到底考えがたい。当該地は木崎郷に散在していた「一円不輸」地であっ

たと推定される。

三、散田が知行の対象になっており、「公事のたより」のために寄進されている以上、一定の得分取取がなされたことは明らかである。また、道円が自作していたか請作させていたかは不明であるが、知行している以上、作職進退権を持つていたことも疑いない。

両者に共通する特質を要約すれば、

① 相伝知行の対象地であり、当該地の知行者は作職進退権および得分取取権を持つていた。

② 「一円不輸」地であり、公事の負担義務がなかった。

の二点となる。これは、当時、公事の負担義務のない「私領」が「散田」とも呼ばれるべき性格の土地であったことを物語っている。その意味で、重書の「上古より散田と見へ候」という文言は、是時名の名としての特性を端的に表現したものであり、地頭さらには寺家が公事の課せられていない「私領」を「散田」と認識していたことを裏付けるものと言える。私領であるが故に、土地所有者と

しての山内氏やその後の西福寺が複数の百姓に土地を割り付けて保有させ、作職を預けて耕作させる、つまり散田することができたのである。そして、是時名が公事の徴収されない私領、すなわち散田を結び合わせてつくられた取取単位であったからこそ、良如は是時名を「一円不輸」に寄進することができたのである。このように、名編成上で中核となつた散田を破片的・副次的田地と捉えることはできない。また、かかる散田の存在をもつて、名の解体と見做すこともできない。是時名内の散田は、取取単位を構成する要素として、名編成後もその特性を失うことなく、機能し続けていたのである。

おわりに

敦賀郡でも、散田が名田と区別される課税対象地であったり、「刀祢御百姓」以外の村落構成員が保有する土地であったり、さらに氣比杜家の「家領」として存在する土地であったり、その特性の一端をうかがい知ることができ。しかし、それとともに認識すべきは、室町時代の敦賀郡における散田とは、公

寺下 是時名と散田

事の負担義務がない、地頭や有力農民の「私領」であったということである。通常、散田は名に編成されていないが、時として名を構成する要素になり得た。しかし、散田が名田化したからといって、ただちに公事が賦課された訳ではない。名編成後も、散田としての特性をそのまま保持させている場合があった。これは、名を構成する土地を広義の名田と規定すれば、散田もその範疇に属するということである。従来、散田の存在をもつて名体制の崩壊を示すものとの見解が主流を占めていた。しかし、神田千里氏は、真つ向からこれを否定した。⁽¹⁴⁾私は是時名の考察から基本的に神田説を支持する。⁽¹⁵⁾名は多様な性格の土地から成り立っている取取単位である。したがって、すでに指摘されているように、たとえ

内之地子に外之内徳を申合子細候て寄進申候」と述べている。「後名」は、明らかに地子一色の公事免名であった。また、次の史料は敦賀郡のものではないが、一色田としての散田が名に編成されていたとしても、一色田としての特性を持ち続けていたことを裏付けている。

永代寄進申藤鳴高木郷拙者知行分之内、重久名散田・大まかり田地二段、ありつほ、東八久津見方之分境、南八乙辺殿分をさかい、西も乙辺殿分をさかい、北八玄蕃助殿御分をさかい也、但式段之内ミなくち壹段、せまち之數四まい、分米壹石参斗并請料百文、永代寄進申処実正明白也、意趣者越知山中之路次并東司掃地料として寄進申候、殊ハ為武運長久・子孫繁昌・現世安隱・後生善処也、仍永代寄進状如件、

天文式年三月廿三日 吉宗(花押)

越知山大谷寺 参⁽¹⁶⁾

「名」呼ばわりされていようと、名耕地すべてに本年貢とともに公事が賦課されていたとは限らないのである。たとえば敦賀郡五幡浦の住人たちは「先祖相伝之後名之内徳之山」を売寄進しているが、寄進状の中で「是者内徳之山にて候へは、万歳公事無更候、殊後名と申候名は、地子之下地にて候へは、其

小泉吉宗は朝倉氏家臣団のひとりと見られるが、かかる給人の知行対象となっている名

内の散田を庄園領主直屬地としたり、名の解体を示す徴証としたりすることはできない。当該地からは「分米」と「請料」のみが徴収されており、公事は賦課されていない。この場合の散田は、負担の種類によって区別された土地の名称に転化していたのではないかと想像される。¹⁸⁾ いずれにしても、重久名内の散田が名の構成要素として存在し、一定の得分収取の対象となっていることは、是時名の場合と本質的に変わりはない。

以上の考察にたつて、私は次のようなことを想定している。散田も名を構成する要素であり、名田の一形態になり得るものならば、本年貢・公事が賦課されていた狭義の名田が散田化したとしても、逆に散田が狭義の名田に転化したとしても、それは名という収取単位の枠内での貢租内容の変化に過ぎないと言ふべきではないのか。また、たとえ名主の没落などを契機として貢租内容に変化があったとしても、依然、作人などの直接負担者が名を媒介として貢租を納入する限り、名の根幹に本質的な変化はなかったことになるのではないか。換言すれば、名主の没落はなんら直

接的には名の解体をもたらすものではないということであるが、これらの点に関する論証は、織田庄における「名立」を考察する中で展開したい。

(てらした かずよし)